

**【表紙】**

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年2月12日
【四半期会計期間】	第19期第3四半期(自平成26年10月1日至平成26年12月31日)
【会社名】	ブロードメディア株式会社
【英訳名】	Broadmedia Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 橋本 太郎
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂八丁目4番14号
【電話番号】	03(6439)3983
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 植村 保彦
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂八丁目4番14号
【電話番号】	03(6439)3983
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 植村 保彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第18期 第3四半期連結 累計期間	第19期 第3四半期連結 累計期間	第18期
会計期間	自平成25年 4月1日 至平成25年 12月31日	自平成26年 4月1日 至平成26年 12月31日	自平成25年 4月1日 至平成26年 3月31日
売上高 (千円)	9,233,708	8,827,439	12,301,891
経常損失 ( ) (千円)	884,134	2,209,988	1,134,261
四半期(当期)純損失 ( ) (千円)	1,087,801	2,728,969	777,877
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	1,015,364	2,729,419	714,790
純資産額 (千円)	5,817,401	3,544,552	6,117,976
総資産額 (千円)	10,705,841	7,843,973	11,099,269
1株当たり四半期(当期)純損失 金額 ( ) (円)	16.68	41.83	11.93
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	48.4	37.0	49.4
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,278,806	593,250	1,355,288
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	264,875	650,641	1,336,183
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	120,720	322,381	234,008
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (千円)	1,336,719	1,181,701	2,747,895

回次	第18期 第3四半期連結 会計期間	第19期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成25年 10月1日 至平成25年 12月31日	自平成26年 10月1日 至平成26年 12月31日
1株当たり四半期純損失金額 ( ) (円)	6.01	28.77

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 第18期第3四半期連結累計期間及び第18期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額につきましては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第19期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額につきましては、潜在株式は存在するものの四半期純損失であるため記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当社グループにおける各報告セグメントごとの主要な事業の内容等は、以下のとおりです。

(平成26年12月31日現在)

セグメントの名称	事業内容	主な業務の内容	主な関係会社
コンテンツ	ホームエンタテインメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラウドゲーム事業</li> <li>・クラウドゲーム機「G-cluster」の販売及びクラウドゲームサービスの提供</li> <li>・通信事業者へのクラウドゲームプラットフォーム提供及びゲーム事業者へのクラウドゲーム機能提供</li> <li>・クラウドビデオ「T's TVレンタルビデオ」の提供</li> <li>・インタラクティブシステム「T's TVクラウド」の提供</li> </ul>	Gクラスタ・グローバル㈱ Oy Gamecluster Ltd. G-cluster, Inc. (注) 1, 3
	映像サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PC・スマートフォン・タブレット向け、ドラマ専門映像配信サービス「ドラMAXアリーナ」の提供</li> </ul>	ハリウッドチャンネル㈱
	CS放送会員サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CS放送視聴に関する独自の会員制サービス「Club iT」の運営</li> </ul>	
	モバイルサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モバイルサイト「ハリウッドチャンネル」等、複数サイトの企画・運営</li> <li>・スマートフォンサイト「クランクイン！」等の企画・運営</li> </ul>	ハリウッドチャンネル㈱
	教育サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イーラーニングシステムを利用した単位制・通信制高校「ルネサンス高等学校」「ルネサンス豊田高等学校」「ルネサンス大阪高等学校」の運営</li> <li>・科学検定委員会の運営</li> </ul>	ルネサンス・アカデミー㈱
	その他サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ナショナル ジオグラフィック」日本語版公式サイト等の運営等</li> </ul>	ルネサンス・アカデミー㈱
放送	釣り専門チャンネル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星一般放送事業「釣りビジョン」及び衛星基幹放送事業「BS釣りビジョン」の番組制作、放送及び、ケーブルテレビ局等への番組供給</li> <li>・映像の受託制作</li> </ul>	㈱釣りビジョン
スタジオ	制作事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語字幕制作、日本語吹替制作、文字放送字幕制作、番組宣伝制作</li> </ul>	ブロードメディア・スタジオ㈱
	番組販売事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハリウッド映画等のテレビ局への供給</li> </ul>	
	映画配給事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・劇場映画の配給、DVD/Blu-rayの発売、テレビ放映権の販売</li> </ul>	
技術	CDNサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンテンツを最適な形で配信するCDNサービスの提供</li> </ul>	CDNソリューションズ㈱
	デジタルシネマサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブロードメディア@CDN for theaterの提供、及び上映システム的设计・販売及びレンタル</li> </ul>	デジタルシネマ倶楽部㈱
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・映画館へデジタル機材の導入を推進する配給・興行向けVFPサービスの提供</li> </ul>	
その他サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホテルの客室、会議室へのインターネットサービスの提供、機器の監視及び保守サービスの提供</li> </ul>	ルーネット・システムズ㈱ (注) 2	
ネットワーク営業	ISPサービス販売	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「Yahoo! BB」ISPサービスの販売</li> </ul>	
	携帯電話サービスの取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ソフトバンク・モバイル」の携帯電話サービスや携帯電話端末の取り扱い</li> </ul>	
	ブロードバンド回線販売	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブロードバンド回線「Yahoo! BB」及びその他商材の販売</li> </ul>	
その他 (注) 4		<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国における、釣り番組のコンサルティング、釣りポータルサイトの運営、釣り関連商品の販売、釣り大会の運営等</li> </ul>	湖南快樂垂釣發展有限公司
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・全テレビ番組録画機の企画・製造・販売、及びテレビ番組ソーシャルサービスの運営</li> </ul>	ガラボン㈱

(注) 1 Oy Gamecluster Ltd.及びG-cluster, Inc.は重要性が増したため、第1四半期連結累計期間より、持分法の適用範囲に含めております。

- 2 ルーネット・システムズ(株)は新たに株式を取得したため、第1四半期連結累計期間より、連結の範囲に含まれております。
- 3 Gクラスタ・グローバル(株)、Oy Gamecluster Ltd.及びG-cluster, Inc.は持分法適用関連会社であるため、その業績は報告セグメントにおける「コンテンツ」セグメントには含まれておりません。
- 4 「その他」に含まれる事業は、全て持分法適用関連会社における事業であるため、報告セグメントには含まれておりません。

当社グループは、技術プラットフォームを持つコンテンツ事業者として、独自性の高いサービスの提供を通じ成長を目指すことを経営戦略の基本としております。

当社グループは中長期的に更なる成長を遂げるために、以下の戦略のもとに事業を推進しております。

コンテンツサービスの持続的な成長を目指す  
技術サービスの進化を加速させる

これまでは、「T's TV」、「教育サービス」、「デジタルシネマサービス」、「釣りビジョン」のBSデジタル放送の4つの事業に投資を継続しながら、将来の成長基盤を確立させることに注力してまいりました。

今後は、平成25年6月に開始した「クラウドゲーム事業」及び「T's TVレンタルビデオ」で構成されるクラウド事業に対して経営資源を集中し、さらなる成長を目指してまいります。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。  
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間における売上高は、前年同期と比べ406,269千円(4.4%)減少し、8,827,439千円(前年同期は9,233,708千円)となりました。「放送」と「スタジオ」は増収となったものの、「コンテンツ」、「技術」、「ネットワーク営業」が減収となったことにより、売上高は減少いたしました。

営業損益は、1,084,875千円の損失(前年同期は501,407千円の営業損失)となりました。「放送」と「技術」が営業利益を計上したものの、「スタジオ」「ネットワーク営業」で営業損失を計上したことに加え、「コンテンツ」でたな卸資産の評価減を行ったこと等により、損失が拡大いたしました。

経常損益は、2,209,988千円の損失(前年同期は884,134千円の経常損失)となりました。営業損失に加え、Gクラス・グローバル株式会社の株式に係るのれんを減損処理したこと等により、持分法による投資損失が増加したことが主な要因です。

四半期純損益は、2,728,969千円の損失(前年同期は1,087,801千円の四半期純損失)となりました。CDN事業の一部を営業譲渡したことに伴う特別利益を計上いたしましたが、上記経常損失に加えて、貸倒引当金繰入額471,047千円を計上したこと等が影響いたしました。

当第3四半期連結累計期間における各報告セグメントごとの売上高及び営業利益の概況は、以下のとおりです。

#### コンテンツ

「コンテンツ」セグメントは、ホームエンタテインメント、映像サービス、CS放送会員サービス、モバイルサービス、教育サービス及びその他サービスで構成されており、テレビ・PC向けの動画配信、モバイル向けのコンテンツ配信、CS放送視聴に関する独自の会員制サービス及び広域通信制高校に至るまでの広範な事業を行っております。

売上高は、前年同期と比べ457,124千円(22.9%)減少し、1,536,742千円(前年同期は1,993,867千円)となりました。教育サービスにおいて前年同期に導入したタブレット端末(教材)の需要が一巡し売上が減少したことや、CS放送会員サービスが平成26年5月末で終了したこと等により、減収となりました。

営業損益は、984,090千円の営業損失(前年同期は335,475千円の営業損失)となりました。減収に加え、クラウドゲーム事業において、ゲーム機等の端末在庫や番組勘定の評価損487,600千円を計上したことが影響し、損失が拡大いたしました。また、教育サービスにおいて、先行費用が発生していた「ルネサンス大阪高等学校」の生徒獲得数が当初の予想を下回って推移したことも影響しております。

#### 放送

「放送」セグメントは、釣り専門番組「釣りビジョン」の制作、並びにBS・CS放送及びケーブルテレビ局等あての番組供給事業を行っております。

売上高は、前年同期と比べ286,840千円(8.9%)増加し、3,511,115千円(前年同期は3,224,274千円)、営業利益は267,143千円(前年同期は136,874千円)となりました。

制作売上が好調であったことに加え、視聴料収入は堅調に推移いたしました。また、「スカパー！」の標準画質放送の終了にともない、前年度から発生していた加入者の移行に関わる販促費用が減少したことも要因となり、増収増益となりました。

#### スタジオ

「スタジオ」セグメントは、映画やドラマ等の映像作品の調達、日本語字幕・吹替制作から、その作品の配給、販売を行っております。

売上高は、前年同期と比べ48,310千円(2.6%)増加し、1,886,762千円(前年同期は1,838,451千円)となりました。制作事業は受注の減少により減収となりましたが、映画配給事業においてビデオ販売が増加したこと等により、セグメントでは増収となりました。

営業損益は240,876千円の営業損失(前年同期は175,486千円の営業損失)となりました。増収となったことに加え、映画配給事業における広告宣伝費の抑制を行いました。番組販売事業や制作事業における利益率の低下が影響し、損失は拡大いたしました。

## 技術

「技術」セグメントは、デジタルシネマサービス及び「ブロードメディア<sup>®</sup>CDN」等のCDN（コンテンツ・デリバリー・ネットワーク）サービスを行っております。また、ルーネット・システムズ株式会社を第1四半期連結累計期間より連結子会社といたしました。

売上高は、前年同期と比べ193,606千円（15.8%）減少し、1,032,793千円（前年同期は1,226,400千円）、営業利益は23,705千円（前年同期は47,654千円）となりました。デジタルシネマサービスにおいて機材の販売が減少したことや、CDNサービスにおいて、CDN事業の一部を営業譲渡したことにより売上が減少したこと等が主な要因となり、減収減益となりました。

### ネットワーク営業

「ネットワーク営業」セグメントは、ISPサービスや携帯電話サービス、ブロードバンド回線等の販売代理店として、通信回線販売業者等の事業者を通じて販売活動を行っております。

売上高は、前年同期と比べ90,690千円（9.5%）減少し、860,024千円（前年同期は950,714千円）となりました。販売手法の見直し等により、ISPサービスの販売が減少したため減収となりましたが、解約引当率の低下によって、原価率が改善され、営業損失は縮小しました。

その結果、営業損益は150,756千円の営業損失（前年同期は174,975千円の営業損失）となりました。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ1,566,193千円減少し、1,181,701千円となりました。

### (イ) 営業活動によるキャッシュ・フロー

税金等調整前四半期純損失として2,576,656千円を計上いたしましたが、これには支出を伴わない持分法投資損失1,001,797千円や貸倒引当金477,970千円、たな卸資産の評価減等が含まれております。また、前受金が減少し、売上債権が増加しております。これらの結果、営業活動によるキャッシュ・フローは、マイナス593,250千円（前年同期はマイナス1,278,806千円）となりました。

### (ロ) 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フローは、マイナス650,641千円（前年同期はマイナス264,875千円）となりました。CDN事業の一部を営業譲渡したことによる収入があった一方で、貸付や固定資産の取得による支出があったこと等によるものです。

### (ハ) 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の売却による収入があった一方で、リース債務の返済や借入金の返済があったこと等により、マイナス322,381千円（前年同期はマイナス120,720千円）となりました。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	128,000,000
計	128,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成26年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年2月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	66,723,516	69,223,516	東京証券取引所 JASDAQ スタンダード	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株となっております。
計	66,723,516	69,223,516		

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成27年1月1日から平成27年1月31日までの新株予約権の行使により発行された株式数2,500,000株が含まれております。なお、平成27年2月1日から提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

##### (2)【新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

###### 第3回新株予約権(第三者割当)

決議年月日	平成26年12月3日
新株予約権の数(個)	5,000,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,000,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)5
新株予約権の行使期間	自 平成26年12月19日 至 平成27年12月19日 ただし、(注)9に従って当社が本新株予約権の全部または一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得のための通知又は公告がなされた日までとします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)7
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできません。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

2. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

(1) 本新株予約権の目的となる株式の総数は5,000,000株、割当株式数(「4. 新株予約権の目的となる株式の数」に定義します。)は1株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(「5. 新株予約権の行使時の払込金額」(2)項に定義します。)が修正されても変化しません(ただし、「4. 新株予約

権の目的となる株式の数」に記載のとおり、調整されることがあります。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少します。

(2) 行使価額の修正基準

当社は平成26年12月19日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知(以下「行使価額修正通知」といいます。)するものとし、当該通知が行われた日(以下「通知日」といいます。)の翌営業日に、行使価額は、通知日(通知日が取引日(株式会社東京証券取引所(以下「取引所」といいます。)において売買立会が行われる日をいいます。以下同じ。)でない場合には直前の取引日)の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含みます。)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正されます。ただし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額((4)項に定める価額をいいます。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とします。なお、以下に該当する場合には当社はかかる通知を行うことができません。

金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合

「10. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当先との間で締結する取決めの内容」に記載の行使許可期間内である場合

(3) 行使価額の修正頻度

行使価額は、行使価額修正通知がなされた都度修正されます。

(4) 行使価額の下限

当初、203円とします。ただし、「5. 新株予約権の行使時の払込金額」(4)項の規定を準用して調整されます。

(5) 割当株式数の上限

5,000,000株(発行済株式総数に対する割合は7.49%)

(6) 本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限

1,015,000,000円((4)項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。ただし、本新株予約権の一部は行使されない可能性があります。)

(7) 本新株予約権には、割当日以降、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合に、当社取締役会で定める取得日の1ヶ月前に通知をしたうえで、当該取得日に当社が本新株予約権の全部又は一部を取得することができる条項が設けられています(詳細は「9. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」を参照)。

3. 新株予約権の目的となる株式の種類

当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株となっております。)

4. 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は5,000,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」といいます。))は1株)とします。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の総数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとします。

5. 新株予約権の行使時の払込金額

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は行使価額(以下に定義します。)に割当株式数を乗じた額とします。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てます。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」といいます。)は、当初、338円とします(以下「当初行使価額」といいます。))。

(3) 行使価額の修正

当社は平成26年12月19日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、通知日の翌営業日に、行使価額は、通知日(通知日が取引日でない場合には直前の取引日)の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含みます。)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正されます。ただし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額(以下に定義します。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とします。下限行使



価額は当初、203円とします。下限行使価額は、(4)項の規定を準用して調整されます。なお、以下に該当する場合には当社はかかる通知を行うことができません。

金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合

「10. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当先との間で締結する取決めの内容」に記載の行使許可期間内である場合

#### (4) 行使価額の調整

当社は、本新株予約権の割当日後、本項 号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」といいます。)をもって行使価額を調整します。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによります。

- a. 本項 号b. に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除きます。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とします。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用します。
- b. 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除きます。)に当社普通株式の無償割当をするときには当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用します。
- c. 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項 号b. に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含みます。)又は本項 号b. に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含みます。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用します。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用します。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用します。

- d. 本号a. ないしc. の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号a. ないしc. の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用します。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとします。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行いません。

行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行いません。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用します。

- a. 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入します。
- b. 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項 号d. の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除きます。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入します。
- c. 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とします。また、本項第 号b. の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとします。

本項 号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行います。

- a. 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
- b. 当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生その他の事由により行使価額の調整を必要とするとき。
- c. 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

本項 号の規定にかかわらず、本項 号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が「5. 新株予約権の行使時の払込金額」(3)項に基づく行使価額の修正が行われた日のいずれかと一致する場合には、本項 号に基づく行使価額の調整は行わないものとします。ただし、この場合も、下限行使価額については、本項 号に従った調整を行うものとします。

本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知します。ただし、本項 号b. に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行います。また、本項 号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有します。

#### 6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額

1,698,450,000円

「5. 新株予約権の行使時の払込金額」(3)項又は(4)項により、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性があります。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性があります。

#### 7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

##### (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、「4. 新株予約権の目的となる株式の数」記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とします。

##### (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とします。

#### 8. 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所

##### (1) 行使請求の受付場所

ブロードメディア株式会社 管理本部 財務部  
東京都港区赤坂八丁目4番14号

##### (2) 行使請求の取次場所

該当事項はありません。

##### (3) 行使請求の払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 大手町営業部

#### 9. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」といいます。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり1.69円の価額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入します。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。なお、金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合には当社はかかる通知又は公告を行うことができません。

10. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当先との間で締結している取決めの内容

当社は割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件として、本新株予約権の買取契約（以下「本買取契約」といいます。）を締結しています。割当先は、本買取契約に従って当社に対して本新株予約権の行使にかかる許可申請書（以下、「行使許可申請書」といいます。）を提出し、これに対し当社が書面により本新株予約権の行使を許可（以下、「行使許可書」といいます。）した場合、行使許可書の受領日当日から20営業日の期間（以下、「許可書による行使許可期間」といいます。）に、行使許可書に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できます。また、「5. 新株予約権の行使時の払込金額」（3）に基づき、第3回新株予約権の行使価格の修正が行われた場合には、行使価額の修正の通知日の翌営業日から2営業日の期間（以下、許可書による行使許可期間と当該期間を併せて、「行使許可期間」といいます。）に、保有する第3回新株予約権の全部又は一部について権利行使を行うことができます。なお、従前の行使許可申請に基づく行使許可期間中に当該行使許可にかかる本新株予約権の行使可能数が残存している場合には、割当先は当該期間の満了又は当該行使許可にかかる本新株予約権の全部の行使完了まで新たな行使許可申請書を提出することができません。

11. 当社の株券の売買について割当先との間で締結している取決めの内容

本自己株式の処分に関し株式買取契約を締結しています。その他に該当事項はありません。

12. 当社の株券の貸借に関する事項について割当先と当社の特別利害関係者等との間で締結される取決めの内容

本自己株式の処分及び本新株予約権の発行に伴い、割当先の関係会社であるドイツ証券株式会社は当社の株主である代表取締役社長橋本太郎氏より当社普通株式について借株を行います。

ドイツ証券株式会社は、本自己株式の処分及び本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内でヘッジ目的で行う売付け以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。

13. その他投資者の保護を図るために必要な事項

該当事項はありません。

第4回新株予約権（第三者割当）

決議年月日	平成26年12月3日
新株予約権の数（個）	3,500,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	3,500,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	（注）5
新株予約権の行使期間	自 平成26年12月19日 至 平成29年12月19日 ただし、（注）9に従って当社が本新株予約権の全部または一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得のための通知又は公告がなされた日までとします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	（注）7
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできません。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

（注）1．本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

2．当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

（1）本新株予約権の目的となる株式の総数は3,500,000株、割当株式数（4．「新株予約権の目的となる株式の数」に定義します。）は1株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額（「5．新株予約権の行使時の払込金額」（2）項に定義します。）が修正されても変化しません（ただし、「4．新株予約権の目的となる株式の数」に記載のとおり、調整されることがあります。）。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少します。

（2）行使価額の修正基準

当社は平成27年6月19日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知（以下「行使価額修正通知」といいます。）するものとし、当該通知が行われた日（以下「通知日」といいます。）の翌営業日に、行使価額は、通知日（通知日が取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じ。）でない場合には直前の取引日）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含みます。）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正されます。ただし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額（（4）項に定める価額をいいます。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とします。なお、以下に該当する場合には当社はかかる通知を行うことができません。

金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合

第4回新株予約権にかかる前回の行使価額修正通知を行ってから6ヶ月が経過していない場合

「10．当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当先との間で締結する取決めの内容」に記載の行使許可期間内である場合

（3）行使価額の修正頻度

行使価額は、行使価額修正通知がなされた都度（最大で6ヶ月に1回未満）修正されます。

（4）行使価額の下限

当初、233円とします。ただし、「5．新株予約権の行使時の払込金額」（4）項の規定を準用して調整されます。

（5）割当株式数の上限

3,500,000株（発行済株式総数に対する割合は5.25%）

（6）本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限

815,500,000円（（4）項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。ただし、本新株予約権の一部は行使されない可能性があります。）

（7）本新株予約権には、割当日以降、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合に、当社取締役会で定める取得日の1ヶ月前に通知をしたうえで、当該取得日に当社が本新株予約権の全部又は一部を

取得することができる条項が設けられています（詳細は「9．自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」を参照）。

3．新株予約権の目的となる株式の種類

当社普通株式（完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株となっております。）

4．新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は3,500,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」といいます。）は1株）とします。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の総数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとします。

5．新株予約権の行使時の払込金額

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は行使価額（以下に定義します。）に割当株式数を乗じた額とします。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てます。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」といいます。）は、当初、388円とする（以下「当初行使価額」といいます。）。

(3) 行使価額の修正

当社は平成27年6月19日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、通知日の翌営業日に、行使価額は、通知日（通知日が取引日でない場合には直前の取引日）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含みます。）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正されます。ただし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額（以下に定義します。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とします。下限行使価額は当初、233円とします。下限行使価額は、(4)項の規定を準用して調整されます。なお、以下に該当する場合には当社はかかる通知を行うことができません。

金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合

第4回新株予約権にかかる前回の行使価額修正通知を行ってから6ヶ月が経過していない場合

「10．当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当先との間で締結する取決めの内容」に記載の行使許可期間内である場合

(4) 行使価額の調整

当社は、本新株予約権の割当日後、本項 号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」といいます。）をもって行使価額を調整します。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによります。

a. 本項 号b. に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除きます。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とします。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用します。

b. 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除きます。）に当社普通株式の無償割当をするときには当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用します。

- c. 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項 号b. に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含みます。）又は本項 号b. に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含みます。）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用します。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用します。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用します。

- d. 本号a. ないしc. の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号a. ないしc. の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用します。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとします。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行いません。

行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行いません。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用します。

- a. 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入します。  
 b. 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項 号d. の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除きます。）とします。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入します。  
 c. 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とします。また、本項 号b. の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含めないものとします。

本項 号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行います。

- a. 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。  
 b. 当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生その他の事由により行使価額の調整を必要とするとき。  
 c. 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

本項 号の規定にかかわらず、本項 号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が「5. 新株予約権の行使時の払込金額」（3）項に基づく行使価額の修正が行われた日のいずれかと一致する場合には、本項 号に基づく行使価額の調整は行わないものとします。ただし、この場合も、下限行使価額については、本項 号に従った調整を行うものとします。

本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知します。ただし、本項 号b. に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行います。ま

た、本項 号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有します。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額  
1,358,175,000円  
「5. 新株予約権の行使時の払込金額」(3)項又は(4)項により、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性があります。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性があります。
7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
  - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格  
本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、「4. 新株予約権の目的となる株式の数」記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とします。
  - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とします。
8. 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所
  - (1) 行使請求の受付場所  
ブロードメディア株式会社 管理本部 財務部  
東京都港区赤坂八丁目4番14号
  - (2) 行使請求の取次場所  
該当事項はありません。
  - (3) 行使請求の払込取扱場所  
株式会社みずほ銀行 大手町営業部
9. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件  
当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下「取得日」といいます。)を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり0.05円の価額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入します。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。なお、金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合には当社はかかる通知又は公告を行うことができません。
10. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当先との間で締結している取決めの内容  
当社は割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件として、本新株予約権の買取契約(以下、「本買取契約」といいます。)を締結しています。割当先は、本買取契約に従って当社に対して本新株予約権の行使にかかる許可申請書(以下、「行使許可申請書」といいます。)を提出し、これに対し当社が書面により本新株予約権の行使を許可(以下、「行使許可書」といいます。)した場合に、行使許可書の受領日当日から20営業日の期間(以下、「許可書による行使許可期間」といいます。)に、行使許可書に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できます。また、前記「第3回新株予約権証券(注)5. 新株予約権の行使時の払込金額(3)行使価額の修正」に基づき、第3回新株予約権の行使価格の修正が行われた場合には、行使価額の修正の通知日の翌営業日から2営業日の期間(以下、許可書による行使許可期間と当該期間を併せて、「行使許可期間」といいます。)に、保有する第3回新株予約権の全部又は一部について権利行使を行うことができます。なお、従前の行使許可申請に基づく行使許可期間中に当該行使許可にかかる本新株予約権の行使可能数が残存している場合には、割当先は当該期間の満了又は当該行使許可にかかる本新株予約権の全部の行使完了まで新たな行使許可申請書を提出することができません。
11. 当社の株券の売買について割当先との間で締結している取決めの内容  
本自己株式の処分に関し株式買取契約を締結しています。その他に該当事項はありません。
12. 当社の株券の貸借に関する事項について割当先と当社の特別利害関係者等との間で締結される取決めの内容  
本自己株式の処分及び本新株予約権の発行に伴い、割当先の関係会社であるドイツ証券株式会社は当社の株主である代表取締役社長橋本太郎氏より当社普通株式について借株を行います。

ドイツ証券株式会社は、本自己株式の処分及び本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内でヘッジ目的で行う売付け以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。

13. その他投資者の保護を図るために必要な事項  
該当事項はありません。



第5回新株予約権（第三者割当）

決議年月日	平成26年12月3日
新株予約権の数（個）	2,500,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	2,500,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	（注）5
新株予約権の行使期間	自 平成26年12月19日 至 平成29年12月19日 ただし、（注）9に従って当社が本新株予約権の全部または一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得のための通知又は公告がなされた日までとします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	（注）7
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできません。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

（注）1．本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権であります。

2．当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

（1）本新株予約権の目的となる株式の総数は2,500,000株、割当株式数（4．「新株予約権の目的となる株式の数」に定義します。）は1株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額（「5．新株予約権の行使時の払込金額」（2）項に定義します。）が修正されても変化しません（ただし、「4．新株予約権の目的となる株式の数」に記載のとおり、調整されることがあります。）。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少します。

（2）行使価額の修正基準

当社は平成27年6月19日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知（以下「行使価額修正通知」といいます。）するものとし、当該通知が行われた日（以下「通知日」といいます。）の翌営業日に、行使価額は、通知日（通知日が取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じ。）でない場合には直前の取引日）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含みます。）の90％に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正されます。ただし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額（（4）項に定める価額をいいます。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とします。なお、以下に該当する場合には当社はかかる通知を行うことができません。

金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合

第5回新株予約権にかかる前回の行使価額修正通知を行ってから6ヶ月が経過していない場合

「10．当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当先との間で締結する取決めの内容」に記載の行使許可期間内である場合

（3）行使価額の修正頻度

行使価額は、行使価額修正通知がなされた都度（最大で6ヶ月に1回未満）修正されます。

（4）行使価額の下限

当初、263円とします。ただし、「5．新株予約権の行使時の払込金額」（4）項の規定を準用して調整されます。

（5）割当株式数の上限

2,500,000株（発行済株式総数に対する割合は3.75％）

（6）本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限

657,500,000円（（4）項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。ただし、本新株予約権の一部は行使されない可能性があります。）

(7) 本新株予約権には、割当日以降、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合に、当社取締役会で定める取得日の1ヶ月前に通知をしたうえで、当該取得日に当社が本新株予約権の全部又は一部を取得することができる条項が設けられています(詳細は「9. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」を参照)。

3. 新株予約権の目的となる株式の種類

当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式。なお、単元株式数は100株となっている。)

4. 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は2,500,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」といいます。))は1株)とします。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の総数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとします。

5. 新株予約権の行使時の払込金額

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は行使価額(以下に定義します。)に割当株式数を乗じた額とします。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てます。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」といいます。))は、当初、438円とします(以下「当初行使価額」といいます。))。

(3) 行使価額の修正

当社は平成27年6月19日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、通知日の翌営業日に、行使価額は、通知日(通知日が取引日でない場合には直前の取引日)の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含みます。)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正されます。ただし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額(以下に定義します。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とします。下限行使価額は当初、263円とします。下限行使価額は、(4)項の規定を準用して調整されます。なお、以下に該当する場合には当社はかかる通知を行うことができません。

金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合

第5回新株予約権にかかる前回の行使価額修正通知を行ってから6ヶ月が経過していない場合

「10. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当先との間で締結する取決めの内容」に記載の行使許可期間内である場合

(4) 行使価額の調整

当社は、本新株予約権の割当日後、本項 号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整します。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによります。

a. 本項 号b. に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除きます。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とします。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用します。

b. 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受け

る権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除きます。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用します。

- c. 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項 号b. に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含みます。）又は本項 号b. に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含みます。）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用します。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用します。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用します。

- d. 本号a. ないしc. の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号a. ないしc. の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用します。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとします。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行いません。

行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行いません。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用します。

- a. 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入します。  
 b. 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項 号d. の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除きます。）とします。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入します。  
 c. 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とします。また、本項 号b. の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとします。

本項 号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行います。

- a. 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。  
 b. 当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生その他の事由により行使価額の調整を必要とするとき。  
 c. 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

本項 号の規定にかかわらず、本項 号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が「5. 新株予約権の行使時の払込金額」（3）項に基づく行使価額の修正が行われた日のいずれかと一致する場合には、本項 号に基づく行使価額の調整は行わないものとします。ただし、この場合も、下限行使価額については、本項 号に従った調整を行うものとします。

本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知します。ただし、本項 号b. に示される株式分割の場合その他適用の

日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行います。また、本項 号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有します。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額  
1,095,075,000円  
「5. 新株予約権の行使時の払込金額」(3)項又は(4)項により、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性があります。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性があります。
7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
  - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格  
本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、「4. 新株予約権の目的となる株式の数」記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とします。
  - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とします。
8. 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所
  - (1) 行使請求の受付場所  
ブロードメディア株式会社 管理本部 財務部  
東京都港区赤坂八丁目4番14号
  - (2) 行使請求の取次場所  
該当事項はありません。
  - (3) 行使請求の払込取扱場所  
株式会社みずほ銀行 大手町営業部
9. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件  
当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下「取得日」といいます。)を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり0.03円の価額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入します。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。なお、金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合には当社はかかる通知又は公告を行うことができません。
10. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当先との間で締結している取決めの内容  
当社は割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件として、本新株予約権の買取契約(以下「本買取契約」といいます。)を締結しています。割当先は、本買取契約に従って当社に対して本新株予約権の行使にかかる許可申請書(以下、「行使許可申請書」といいます。)を提出し、これに対し当社が書面により本新株予約権の行使を許可(以下、「行使許可書」といいます。)した場合に、行使許可書の受領日当日から20営業日の期間(以下、「許可書による行使許可期間」といいます。)に、行使許可書に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できます。また、前記「第3回新株予約権証券(注)5. 新株予約権の行使時の払込金額(3)行使価額の修正」に基づき、第3回新株予約権の行使価格の修正が行われた場合には、行使価額の修正の通知日の翌営業日から2営業日の期間(以下、許可書による行使許可期間と当該期間を併せて、「行使許可期間」といいます。)に、保有する第3回新株予約権の全部又は一部について権利行使を行うことができます。なお、従前の行使許可申請に基づく行使許可期間中に当該行使許可にかかる本新株予約権の行使可能数が残存している場合には、割当先は当該期間の満了又は当該行使許可にかかる本新株予約権の全部の行使完了まで新たな行使許可申請書を提出することができません。
11. 当社の株券の売買について割当先との間で締結している取決めの内容  
本自己株式の処分に関し株式買取契約を締結しています。その他に該当事項はありません。
12. 当社の株券の貸借に関する事項について割当先と当社の特別利害関係者等との間で締結される取決めの内容  
本自己株式の処分及び本新株予約権の発行に伴い、割当先の関係会社であるドイツ証券株式会社は当社の株主である代表取締役社長橋本太郎氏より当社普通株式について借株を行います。

ドイツ証券株式会社は、本自己株式の処分及び本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内でヘッジ目的で行う売付け以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。

13. その他投資者の保護を図るために必要な事項  
 該当事項はありません。

- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】  
 該当事項はありません。

- (4) 【ライツプランの内容】  
 該当事項はありません。

- (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年10月1日～ 平成26年12月31日		66,723,516		2,666,633		2,270,490

(注) 平成27年1月1日から平成27年1月31日までの間に、新株予約権(第三者割当)の行使により、発行済株式総数が2,500,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ265,862千円増加しております。

- (6) 【大株主の状況】  
 当四半期会計期間は、第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成26年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,507,300		
完全議決権株式(その他)	普通株式 65,213,300	652,133	
単元未満株式	普通株式 2,916		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	66,723,516		
総株主の議決権		652,133	

(注) 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式32株が含まれております。

【自己株式等】

平成26年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する所 有株式数 の割合 (%)
(自己保有株式) ブロードメディア 株式会社	東京都港区赤坂8丁目4-14	1,507,300		1,507,300	2.26
計		1,507,300		1,507,300	2.26

(注) 当第3四半期会計期間末日現在の自己保有株式は、第三者割当による自己株式の処分を行ったため、1,157,300株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合1.73%）となっております。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において、役員の異動はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第3項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2,747,895	1,181,701
受取手形及び売掛金	1,669,125	1,891,146
商品及び製品	511,024	34,810
仕掛品	107,906	135,173
原材料及び貯蔵品	124,945	18,720
番組勘定	1,210,927	1,075,917
その他	599,888	657,033
貸倒引当金	3,290	351,498
流動資産合計	6,968,423	4,643,004
固定資産		
有形固定資産		
リース資産(純額)	1,445,761	1,345,242
その他(純額)	272,826	296,280
有形固定資産合計	1,718,587	1,641,523
無形固定資産		
のれん	37,012	35,706
その他	373,215	363,510
無形固定資産合計	410,228	399,217
投資その他の資産		
投資有価証券	1,413,610	717,901
その他	592,680	576,348
貸倒引当金	4,260	134,022
投資その他の資産合計	2,002,029	1,160,227
固定資産合計	4,130,846	3,200,968
資産合計	11,099,269	7,843,973



(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	471,232	386,993
短期借入金	464,000	250,000
未払法人税等	146,888	92,215
賞与引当金	125,902	57,649
その他	2,139,310	1,980,347
流動負債合計	3,347,333	2,767,206
<b>固定負債</b>		
役員退職慰労引当金	85,249	94,083
退職給付に係る負債	97,940	112,490
リース債務	1,371,237	1,258,140
その他	79,531	67,500
固定負債合計	1,633,959	1,532,214
負債合計	4,981,292	4,299,420
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	2,666,633	2,666,633
資本剰余金	2,270,490	2,324,040
利益剰余金	693,653	1,999,529
自己株式	228,445	175,245
株主資本合計	5,402,332	2,815,899
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他有価証券評価差額金	33,956	21,019
為替換算調整勘定	44,764	67,815
その他の包括利益累計額合計	78,720	88,835
新株予約権	-	8,700
少数株主持分	636,922	631,117
純資産合計	6,117,976	3,544,552
負債純資産合計	11,099,269	7,843,973

## (2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
売上高	9,233,708	8,827,439
売上原価	6,266,810	6,932,352
売上総利益	2,966,897	1,895,086
販売費及び一般管理費	3,468,305	2,979,962
営業損失( )	501,407	1,084,875
営業外収益		
受取利息	10,090	5,896
受取配当金	2,200	1,900
為替差益	34,487	-
その他	13,073	9,211
営業外収益合計	59,850	17,008
営業外費用		
支払利息	103,395	87,788
持分法による投資損失	335,698	1,001,797
その他	3,484	52,535
営業外費用合計	442,577	1,142,121
経常損失( )	884,134	2,209,988
特別利益		
固定資産売却益	10	-
持分変動利益	142,372	-
CDN契約譲渡益	-	169,129
特別利益合計	142,382	169,129
特別損失		
投資有価証券評価損	-	26,190
貸倒引当金繰入額	-	471,047
減損損失	46,059	38,560
特別損失合計	46,059	535,798
税金等調整前四半期純損失( )	787,811	2,576,656
法人税、住民税及び事業税	119,963	134,331
法人税等調整額	131,542	23,787
法人税等合計	251,505	158,118
少数株主損益調整前四半期純損失( )	1,039,317	2,734,774
少数株主利益又は少数株主損失( )	48,484	5,805
四半期純損失( )	1,087,801	2,728,969

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純損失( )	1,039,317	2,734,774
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	16,086	12,936
繰延ヘッジ損益	10,763	-
持分法適用会社に対する持分相当額	18,629	18,291
その他の包括利益合計	23,952	5,355
四半期包括利益	1,015,364	2,729,419
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,063,848	2,723,614
少数株主に係る四半期包括利益	48,484	5,805

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純損失( )	787,811	2,576,656
減価償却費	367,699	353,861
減損損失	46,059	38,560
のれん償却額	38,620	31,456
貸倒引当金の増減額( は減少)	6,193	477,970
賞与引当金の増減額( は減少)	66,598	68,252
役員退職慰労引当金の増減額( は減少)	8,250	8,833
受取利息及び受取配当金	12,290	7,796
支払利息	103,395	87,788
持分法による投資損益( は益)	335,698	1,001,797
投資有価証券評価損益( は益)	-	26,190
持分変動損益( は益)	142,372	-
CDN契約譲渡損益( は益)	-	169,129
売上債権の増減額( は増加)	400,211	212,359
たな卸資産の増減額( は増加)	766,782	690,105
仕入債務の増減額( は減少)	245,216	85,789
未払又は未収消費税等の増減額	79,155	149,316
その他の資産・負債の増減額	189,683	287,975
その他	41,585	30,103
小計	1,025,368	511,977
利息及び配当金の受取額	34,622	6,714
利息の支払額	102,263	88,096
法人税等の支払額又は還付額( は支払)	185,796	109
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,278,806	593,250
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
固定資産の取得による支出	360,099	194,533
投資有価証券の取得による支出	10,000	-
投資有価証券の売却による収入	-	255
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	29,643
貸付けによる支出	280,000	652,650
貸付金の回収による収入	369,000	22,400
CDN契約譲渡による収入	-	169,129
その他	16,224	34,400
投資活動によるキャッシュ・フロー	264,875	650,641
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額( は減少)	44,000	214,000
セール・アンド・リースバックによる収入	164,529	6,969
リース債務の返済による支出	231,230	230,204
自己株式の売却による収入	-	106,750
新株予約権の発行による収入	-	8,700
配当金の支払額	98,020	595
財務活動によるキャッシュ・フロー	120,720	322,381
現金及び現金同等物に係る換算差額	40,172	79
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	1,624,229	1,566,193
現金及び現金同等物の期首残高	2,960,949	2,747,895
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,336,719	1,181,701

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(1) 連結の範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間より、ルーネット・システムズ㈱は株式を新たに取得したため、連結の範囲に含めております。

(2) 持分法適用の範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間より、Oy Gamecluster Ltd.及びG-cluster, Inc.は重要性が増したため、持分法の適用範囲に含めております。

(四半期連結損益計算書関係)

たな卸資産は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
たな卸資産評価損	3,188千円	488,544千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
現金及び預金勘定 預入期間が3か月を越える定期預金	1,336,719千円	1,181,701千円
現金及び現金同等物	1,336,719	1,181,701

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月21日 定時株主総会	普通株式	97,824千円	1.50円	平成25年3月31日	平成25年6月24日	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成26年12月3日開催の取締役会決議に基づき、第三者割当による自己株式の処分を行いました。この結果、当第3四半期連結累計期間において資本剰余金が53,550千円増加、自己株式が53,200千円減少し、当第3四半期連結会計期間末において資本剰余金が2,324,040千円、自己株式が175,245千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント					合計
	コンテンツ	放送	スタジオ	技術	ネットワーク 営業	
売上高	1,993,867	3,224,274	1,838,451	1,226,400	950,714	9,233,708
セグメント利益又は損失( )	335,475	136,874	175,486	47,654	174,975	501,407

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書の営業損失に計上した額は一致しており、記載すべき事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「コンテンツ」セグメントにおける事業用資産について、減損損失を認識致しました。なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期連結累計期間において46,059千円であります。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント					合計
	コンテンツ	放送	スタジオ	技術	ネットワーク 営業	
売上高	1,536,742	3,511,115	1,886,762	1,032,793	860,024	8,827,439
セグメント利益又は損失( )	984,090	267,143	240,876	23,705	150,756	1,084,875

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書の営業損失に計上した額は一致しており、記載すべき事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「コンテンツ」及び「技術」セグメントにおける事業用資産について、減損損失を認識致しました。なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期連結累計期間においてそれぞれ37,752千円及び807千円であります。

(のれんの金額の重要な変動)

「技術」セグメントにおいて、ルーネット・システムズ(株)の株式を取得したことにより、同社を連結子会社としました。なお、当該事象によるのれんの増加額は、当第3四半期連結累計期間においては30,150千円であります。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

( 1 株当たり情報 )

1 株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 3 四半期連結累計期間 ( 自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年12月31日 )	当第 3 四半期連結累計期間 ( 自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年12月31日 )
1 株当たり四半期純損失金額	16円68銭	41円83銭
( 算定上の基礎 )		
四半期純損失金額 ( 千円 )	1,087,801	2,728,969
普通株主に帰属しない金額 ( 千円 )		
普通株式に係る四半期純損失金額 ( 千円 )	1,087,801	2,728,969
普通株式の期中平均株式数 ( 株 )	65,216,184	65,232,729

( 注 ) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、前第 3 四半期連結累計期間においては、潜在株式が存在しないため、当第 3 四半期連結累計期間においては、潜在株式は存在するものの四半期純損失であるため記載しておりません。

( 重要な後発事象 )

当社が平成26年12月19日に発行した、第三者割当による第 3 回乃至第 5 回新株予約権が平成27年 1 月13日から平成27年 1 月14日までの期間に、以下の通り行使されました。

( 1 ) 新株予約権行使の概要

新株予約権の名称

第 3 回新株予約権 ( 第三者割当 )

行使価額

1 株当たり211円

行使新株予約権個数

2,500,000個

行使者

ドイツ銀行ロンドン支店

発行した株式の種類及び数

普通株式 2,500,000株

行使価額総額

527,500千円

( 2 ) 当該新株予約権行使による発行済株式数及び資本金、資本準備金

増加する発行済株式数

2,500,000株

増加する資本金の額

265,862千円

増加する資本準備金の額

265,862千円

2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年 2月 9日

ブロードメディア株式会社

取 締 役 会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中山 一郎 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山本 千鶴子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているブロードメディア株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ブロードメディア株式会社及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。